

平成 27 年 11 月 10 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上島 寛弘

鎌倉市職員労働組合の不法占拠に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

地方公務員法の職員団体如き鎌倉市職員労働組合による旧 901 号室不法占拠

2 質問の要旨

1. 近代法の大原則に於ける自力救済の禁止とは私人が法の定める手続によらずに自己の権利を実現することを禁止する原則を意味すると解釈するが、鎌倉市の見解は如何か。
2. 不退去罪とは何か。その構成要件は何と把握するか。
3. 平成 27 年 11 月 10 日時点で鎌倉市職員労働組合の事務所不法占拠に係る弁護士相談記録をこれまでに文書質問への答弁で提出分を除くものを全て内容日時等明らかにせよ。
4. 鎌倉市職員労働組合事務所として旧 901 号室を不法占拠したことに係り、市として市職労に対して行った対応、渡した文書を全て明らかにせよ。（平成 27 年 11 月 10 日までの分）又、その文書も答弁に添付せよ。
5. 市職労の不法占拠に係り、予算執行が滞る可能性がある。これについて前川綾子議長、吉岡和江副議長から市当局へ意見、抗議はあったのか。あったなら日時と内容を示せ。
6. 市職労の不法占拠に係り、赤松正博議運副委員長、吉岡和江副議長から要望や意見はあったか。あったなら、日時、内容を全て明らかにせよ。
7. 職員課が資料として所持し保管する市職労機関紙あゆみを平成 25 年から今まで内容を全て明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

⑨ (平成 27 年 11 月 11 日まで) ・ 無
(理由：緊急質問を行う為)